

II 四小いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
国分寺市立第四小学校
校長 大島 晃

第四小学校「いじめ防止基本方針」

1 はじめに

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) 学校の責務

①学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策

・道徳教育等の充実 ・早期発見のための措置 ・相談体制の整備 ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定める

②学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、複数の教職員、心理、福祉等の専門家、その他の関係者により構成される組織をおくこと。

(以上、いじめ防止対策推進法より)

(3) 防止のために

①いじめの存在に気がついた教職員は必ず管理職に報告する義務を課す。

②教職員は、いじめの予防と介入方法に関する研修を毎年受けなければならない。

③いじめ問題を扱う授業を各学年のカリキュラムに盛り込む。

④市のいじめ調査に合わせて、学期ごとにいじめに関する校内研修を実施する。

⑤5年生を対象に、弁護士によるいじめ防止のための授業を実施する。

⑥5年生を対象に、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための指導を実施する。

(DVD教材を活用)

⑦学期に一回、「いじめ総合対策第2次（上巻 学校の取組編）・下巻（実践プログラム編）」を用いて、いじめ防止のための職員研修を行う。

2 第四小学校「いじめ防止基本方針」策定にあたって

子供は、一人一人がかけがえのない存在であり、一人の人間として心も体も大切にされなければなりません。子供の心や体に深刻で重大な被害をもたらす「いじめ」は、子供の権利を侵害するものです。

このような「いじめ」を防止し、次代を担う子供が健やかに成長することが出来る環境を実現することは、社会全体で取り組むべき重要課題であり、なかでも、我々学校の担う役割は大きいものがあります。

この考えに立ち、ここにいじめの防止についての基本理念を明らかにし、その方向性を示し、いじめ防止のための施策を推進していくため、四小「いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策委員会）

（1）教職員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭

（2）心理、福祉等の専門家

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

（3）その他の関係者（必要に応じて）

学校運営協議会委員、主任児童委員、民生児童委員、PTA関係者、地域の方々、また、「国分寺市健全育成サポート会議」を活用する。

※「国分寺市健全育成サポート会議」とは、教育委員会学校指導課を事務局として、生活指導担当小中学校長及び小・中学校生活指導主任、民生児童委員協議会長及び主任児童委員等地域の代表、子供家庭支援センター、警察署、児童相談所等の関係機関の代表を構成員とする。

4 基本的施策（年間計画は別紙のとおり）

（1）いじめの防止（未然防止のための取組等）

「居場所づくり」・「絆づくり」と「自己有用感」をキーワードに、

- ①すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善に取り組む。
- ②教師自身の人権に配慮した言動。チャイム着席や授業姿勢等、規律ある学習習慣の定着。
- ③学級活動での取組、「いじめ防止の学級開き」、「いじめチェック」等を行う。
- ④道徳の時間における取組、「生命尊重」「思いやりや親切」「信頼・友情」等、教材の工夫
- ⑤異学年交流、縦割り交流、全校遊び等を通して人とふれあうことのよさを味わわせる。
- ⑥情報モラル教育、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を行う。
- ⑦代表委員会（児童会）による取組「国分寺市いじめ撲滅宣言」「STOPいじめ！国分寺5ヵ条」「国分寺 子どもeルール」

（2）早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手だて等）

- ①いじめについての調査（児童アンケート）を実施し、個人面談を行う。
- ②7月（第1回）、12月（第2回）、3月（第3回）をめぐりに教職員の取組評価を実施。
- ③個別面談や教育相談の実施……児童と学級担任が話をする時間の設定。
- ④養護教諭による保健室での情報収集、生活指導夕会・生活指導全体会、校内委員会等での教職員間の情報交換。
- ⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター
- ⑥家庭、学童クラブ、関係諸機関との連携

5 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

いじめを発見・通報を受けた場合は、管理職に報告し、指導・支援体制を組む。

（1）いじめの事実を確認する

学級担任を主たる窓口として、被害児童、加害児童、その他事情を知っている児童・保護者等から聞き取りを行い、状況及び具体的な事柄・程度・頻度・期間等について事実確認を行い、記録に残す。周囲の児童への聞き取り等は、各児童の置かれている状況を踏まえ、それぞれの気持ちに配慮する。他の児童の目に触れないように、聞き取りの時間や場所に配慮する。

また、被害児童、加害児童ともに、人権を尊重した聞き取りや指導が行えるよう、できるだけ複数の職員で聞き取りや指導を行う。

(2) 被害児童及びその保護者に対する支援

報告者を含めた該当者の安全を確保し、不安を除去する。心のケアと併せて、授業時間、登下校時間や休み時間、清掃時間等の安全確保にも配慮する。被害児童の辛さを受け止め「心配なこと」「気になること」等、気持ちを聞き対応する。被害児童の自尊感情の回復を図る。その保護者には、聞き取り等から把握した事実関係をていねいに説明し、解決に向けての方策や配慮を共に話し合っていく。

(3) 加害児童及びその保護者に対する助言

加害児童は、不満や不安をもっている場合があるので、その思いを十分に聞く。その上で、「いじめは絶対に許されない行為であり、その責任を負わねばならないこと」を理解させる。その保護者においては、子育てに対する悩みや、育てにくさを抱えている場合もあるので、その思いを十分に聞く。その後、いじめの解決に向けて、親として責任をもって関わっていくよう助言・支援を行う。

(4) いじめが起きた集団への指導

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。学級集団や学年集団に対して、臨時の学級会や学年集会等によりいじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行きわたらせる。いじめと疑わしいときには、知らせる大切さも理解させる。

(5) 所轄の警察署との連携

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる等、いじめが犯罪行為として取り扱われるものであると認めるときには、速やかに小金井警察署に通報し、適切な援助を求める。

(6) 学校は、いじめの事実と対応について教育委員会に報告する。

(7) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、加害児童に対して懲戒を加えるものとする。また、繰り返し傷害や心身の苦痛又は財産上の損失を与える等の行為があり、いじめを受けた児童等が、安心して教育を受けるために必要ならば、加害児童の保護者に出席停止を命ずる等の措置をとるよう教育委員会に具申する。

6 重大事態について

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

①いじめにより「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）があると認めるとき。

②いじめにより「児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）があるとき。

(2) 重大事態への対応

重大事態の発生を把握した場合は、校長がその旨を教育委員会へ報告する。事実関係を明確にするための質問票等による調査を速やかに行い、教育委員会に報告する。把握した事実関係等の情報は、いじめを受けた児童及び、その保護者に対し適切に提供する。（関係者の個人情報には十分配慮するが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない）